

本日の会議に付した事件

平成27年第5回山元町議会臨時会(第1日目)

平成27年11月24日(火)午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 議案第74号 平成27年度 産振農復物2号 山元町園芸作物用機械等整備事業
(トラクター等導入)に係る物品購入計画について
- 日程第 5 議案第75号 平成27年度 復興排請1号 谷地川排水路改修工事請負契約の締結
について

午前10時00分 開 議

議 長 (阿部 均君) ただいまから、平成27年第5回山元町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

議 長 (阿部 均君) 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、3番竹内和彦君、
4番岩佐孝子君を指名します。

議 長 (阿部 均君) 日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期はお手元に配布のとおり、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) 異議なしと認めます。

会期は本日1日限りに決定しました。

議 長 (阿部 均君) これから、議長諸報告を行います。

1. 議会閉会中の動向。

11月18日、互理地方町議会議長会臨時総会が開かれ、出席しました。

11月19日、愛知県安城市議会正副議長が視察研修のため訪れ、出席しました。

11月20日、互理郡医師会主催による互理郡保健福祉懇談会が開催され、総務民生
常任委員会委員長と出席しました。

議会広報・広聴常任委員会、11月18日、委員会が開催されました。

全員協議会、11月16日、18日、協議会が開催されました。

2. 陳情の受理。陳情2件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しており

ます。

3. 長送付議案等の受理。町長から議案2件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

4. 閉会中の議員派遣報告。11月18日、宮城県町村議会議長会主催の議会広報研究会に議会広報・広聴常任委員会を議員派遣しております。

5. 説明員の出席要求。本臨時会にお手元に配布のとおり説明員の出席を求めています。

これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第3. これから提出議案の説明を求めます。

本臨時会に提出された議案2件を山元町議会先例67番により一括議題といたします。
町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めて、おはようございます。

本日、ここに平成27年第5回山元町議会臨時会が開会され、提出議案をご審議いただくに当たり、議案の概要についてご説明を申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

一昨日、商工会と共催で開催いたしましたふれあい産業祭につきましては好天にも恵まれて大勢の人出でにぎわい、成功裏のうちに終了いたすことができました。今後とも関係機関の皆様と連携をしながら町のPR、交流人口の確保に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、本臨時会において提案させていただいております議案の概要についてご説明を申し上げます。

議案第74号については、東部地区農地整備区域内の農業再生を図るため、山元町園芸作物用機械等整備事業によりトラクター等農業用機械の物品購入契約を締結するもの、議案第75号については新市街地整備の一環として坂元町地区の谷地川排水路の改修工事に係る工事請負契約を締結することについて、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上、平成27年第5回山元町議会臨時会に提案しております各議案の概要についてご説明申し上げましたが、なお細部につきましてはさらに関係課長等に説明をさせますので、よろしくご審議のうえご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）以上で提出議案の説明を終わります。

議長（阿部 均君）日程第4. 議案第74号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第74号平成27年度産振農復物2号山元町園芸作物用農業等整備事業（トラクター等導入）に係る物品購入契約についてご説明を申し上げます。お手元に配布の第5回議会臨時会配布資料No.1をご覧くださいと思います。

提案理由であります。東日本大震災による被災農家の農業再生を図るため、平成27年度被災地域農業復興総合支援事業に基づき、農業用機械を取得するに当たり地方自治

法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決を要するので提案するものでございます。

まず1番として、今回購入する品目、台数であります。ここに記載のとおりトラクターが4種類が各1台ずつ計4台、それから自走式マニアスプレッダーと称するものが2台、それから乗用管理機2台、甘藷収穫機1式1台、ネギ収穫機1式1台の計10台であります。主要装備につきましてはこの以下の表の項目、仕様、内容で記載のとおりでございます。次ページに移っていただいて、同様に各種の機能の仕様の内容を記載しております。

2番といたしまして契約の方法であります。条件つき一般競争入札で執行しております。入札の参加業者は5社でありました。

3番目、契約金額であります。1つ金3,693万6,000円、消費税を含む額であります。落札率につきましては64.56パーセントであります。

4といたしまして納品期限であります。平成28年3月18日までであります。

5番、契約の相手方であります。亙理町のみやぎ亙理農業協同組合であります。

6として参考であります。この機械の貸与先については2つの経営体でありまして、1つ目の経営体につきましては経営の営農面積が112ヘクタール、それからもう1つの経営体が12ヘクタールということで、新浜地区、磯地区の2法人になります。なお、トラクター等のイメージ写真を1番から次のページの9番まで記載しておりますが、トラクターにつきましては78馬力の大きいものは新浜地区の109ヘクタールで耕作する露地栽培用のトラクターになります。それから②の54馬力のものは磯地区の12ヘクタールで耕作する露地栽培用のトラクターになります。

それから次のページの3番目のトラクター28馬力は、これは新浜地区になりますが、これも露地栽培用、それから4番目が磯地区になりますが、これは施設園芸用のものになります。25馬力です。それから5番が自走式のマニュアルスプレッダーというのが、これは新浜地区のものですが、これは堆肥を散布するものであります。同じく6番が堆肥散布用のもので、これは磯地区になります。それから7番が乗用管理機、これは両地区に、2地区になりますが、これは薬剤を散布するネギ用の薬剤散布の機械になります。それから8番が、これは甘藷収穫機ということで、これは新浜地区になりますけれども、サツマイモの収穫機器になります。それから9番がネギの収穫機で、これは磯地区の収穫機になります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

1番岩佐哲也君の質疑を許します。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。ただいまご説明いただきましたが、2点適正かどうか、あるいは公平に利用されるのかどうかという観点から2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目は、契約の方法ということで入札参加業者5社ということですが、これは5社どこどこだったのか。落札はJAさんということなんですが、ほかの4社、あればどうか詳しくご説明いただきたいと思っております。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。5社の内訳であります。これはそれぞれメーカーの取

り扱いの販社でありまして、1つは株式会社南東北クボタの名取本社、それから2番目に株式会社五十嵐商会、3番目にみやぎ亙理農協、それから4番目にイセキ東北宮城支社、それから5番目に株式会社竹内農機商会、以上5社であります。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。落札率で64.56ということで非常に3分の1、3分の2ですか、3分の1が当初よりもアレだったということですが、この辺の当初の見込みというのは試算、それは一定の基準に基づいてやったんだろうと思いますが、この誤差が大きかったというのはどんなふうに評価されているか、感想・意見をお聞きしたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。一応、トラクターについてはメーカーが3社、4社等々とあります。これは一括して入札しておりますので、それぞれ一つ一つの機械について違いが一律ではないということだけをご理解いただきたいと思います。設計の予定価格をつくる上では複数社から見積もりをとって、非常にそれぞれの機械ごとに非常に高いものと非常に低いものは外して、中間の見積もり額を設定をしてそれぞれ積み上げております。入札の執行では競争性が働いたことによってこういう率になったと思いますが、中身としては一番高い人では入札は89パーセントというのもありますので、予定価格については今のような積算で適正であったというふうに考えております。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。背景についてはわかりました。

それでは、2点目ですが、これは利用、6番目に書いてあります参考ということで貸し付け先が2経営体2法人ということですが、これらの貸し付けの条件といたしますか何年間であるとかどういう基準で選んだとか、その辺の公平に選ばれたかどうかという観点からの質問であります。そういった意味で耐用年数何年なのか、あるいはランニングコストといたしますか修理とかそういったものも含めてどこまでの個人利用者負担なのか、あるいは貸し付け側ではどういう負担があるのか、どういう条件かというその条件面についてご説明いただきたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。耐用年数につきましては、一応この事業上残存耐用年数が5年以上ということでありまして、それから貸与の条件であります。基本的には適正な管理運営、それから当初計画をしている営農に使用していただくということで町のほうで使用貸借契約を結びます。貸与の目的、期間、利用料、利用料についてはこの事業自体は制度上無償貸与ということで復興を支援するために資金調達能力がない被災農家を支援するというようなことから利用料はいただかないことがこの事業の条件となっておりますので、そういった契約上は項目を設けますが使用料はいただかない。それ以外にこの営農の目的以外に使用しない等々の契約上の条項を設けてしかるべく営農計画に使っていただくというようなことを想定しております。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。細部については契約条項を取り交わすということですが、最後に1点確認でアレしますが、この機械の説明を先ほどお伺いしますと7番が両地区でお使いになる。これは両地区でということになるとおのおのが管理責任が意外とあいまいになりかねないこともあろうかと思えます。あるいはその以外の機械も恐らく共用する場合も出てくるのかと思えますが、そういった場合の条項などもきちんと捉えておられるのかどうか。契約条項に入っているのかどうか、最後確認したいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これは両地区にイメージ、こういうものが導入されると

いうことで記載しているだけでありまして、1台1台、乗用管理機につきましては2台で1台1台ということですから、それぞれに貸与ということになりますのでそれぞれ管理していただくということになります。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それぞれ1台ずつで管理はきちんと台数ごと、その機械ごとに管理されるというふうな解釈でよろしいんですね。はい、了解しました。終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（高橋建夫君）はい、議長。ただいまの質問のほんの確認なんですけれども、この参考のところの機械貸与先2経営体、説明でわかったんですが、あくまでも管理営農の責任者はJAさんということよろしいんですか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。この管理はそれぞれ農事法人と農業生産法人になりますので、それぞれの農業法人になるということでJAではありません。購入先がJAだということでございます。以上です。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。着々とこの事業が進んでいるというのが見えてくるわけですが、今現在この経営体の営農面積予定で112ヘクタールと12ヘクタールということになっているんですが、現在どのぐらいの進捗、112ヘクタール全部全て使える状況になっているのかどうか、それぞれお伺いいたします。

農業基盤整備推進室長（大和田 敦君）はい、議長。それでは、ただいまの進捗についてというふうなご質問についてお答え申し上げます。

まず、既に引き渡しを終えている部分については約14ヘクタールほど引き渡しを追えているというふうな内容になってございます。その後、来春、来年の3月までの間に約50ヘクタールを引き渡すような計画でございます。ただ、この50ヘクタールにつきましても完成した圃場から全ての工期が終わってからではなく、でき上がり次第一部なり少しずつでもお貸ししながら営農面積の拡大を図っていくというふうな計画でございます。さらには最後、一番最後になりますけれども来年の11月30日までというふうなことで計画されていますので、おおむね11月30日までの間に順次引き渡しを行いながら112ヘクタールをカバーしていきたいというふうに考えてございます。

次に、ただいまご説明申し上げましたのは新浜地区のほうでございまして、磯地区のほうの進捗のほうを申し上げますと、磯地区につきましては工事全体の工期については来年の9月30日までを予定しております。ただし、これにつきましても既に工期、11月5日から工期に入っております、完成次第順次引き渡しを行っていく。来年9月30日までに12ヘクタール全てを引き渡すというふうな段取りで進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今進捗伺ったわけですが、来年の3月までこの機械がいただくまで、そして使い始めるときに50ヘクタールということなんです、1つは今この提供されている提案されているこの機械につきましてはそれぞれ112ヘクタール、あるいは磯地区にしては12ヘクタールに対応できるということで、112ヘクタール全てを使って使い切る、使うのにふさわしいとかそれに適した内容のものであるというふうな受けとめ方でいいのかどうかについてとりあえずお伺いいたします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。機械については営農計画を立てて、それぞれの作物にあわせた営農面積を想定して、これに導入計画に合う規格のものを導入しているというこ

とでご理解いただければと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。前に戻るんですが、工期についてはこれはスケジュールどおりの工期であったというふうに受けとめてよろしいのかどうか。といいますのは、両方が効率よく使えるためにという意味で28年3月18日に納品される、納入されるわけですが、普通だったら考え方としてはそれから100パーセントその機械を発揮するといえますか、ことによってというふうに考えられるわけですが、それがスケジュールとこの関係、機械納入関係についてどう受けとめればいいのか確認したいと思います。

農業基盤整備推進室長（大和田 敦君）はい、議長。スケジュールというふうな話でございますけれども、先ほどご説明させていただきました内容で、若干ちょっと遠藤議員と認識が相違する部分がありますので、もう一度お話しさせていただきますけれども、現在引き渡しが終わっている面積が25ヘクタールで、その後新たに3月までに引き渡しされる分について約50、3月末までで大体75ヘクタールぐらいが引き渡しとなるというふうになりますので、改めてご説明させていただきます。

このスケジュール感とその納品のタイミングというふうなことのご質問でございますけれども、これにつきましても実は私どものほうで実施しております底物、農地整備、あるいは産業振興課で今般提案しております農機具の整備というふうなことについては非常に密接な関係がございます、復興庁とのヒアリングの中でもその辺について再三再四しっかり調整するよというふうな話を受けてございます。したがって、ここに来るまで産業振興課のほうとは私どものほうとそのスケジュール管理というふうなものの徹底を図りながら3月末までに納品、あるいは75町歩の整備というふうなものについて調整を図りながら進めているというふうな状況でございます。また、工期についてもおおむね当初の計画している工期で進んでいるというふうなことで県のほうからも伺っておりますので、今後とも町としましても県と同様進行管理に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。単純な質問をいたしますが、3月18日に納品となっておりますが、この機械は見ると甘藷収穫機とかネギの収穫機が入っておりますが、3月には何もこの機械、この時期でなくてもいいのではないかとというふうな単純な疑問があるわけですが、そのところは何か理由がございますでしょうか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。事業自体は年度内に完成させるということで、基本的には次の作期にあわせて導入するというので認められておまして、ことし27年度中に事業完了ということでございますので、年度末までにこの機械は導入するというので予定しております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（青田和夫君）はい、議長。1点だけお伺いします。購入品目の台数が10台と出ていますけれども、これの内訳をちょっと教えていただけますか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。台数はここに1番の購入品目・台数で記載のとおり、トラクターが78馬力が1台、それからトラクターの同じく54馬力1台、28馬力1台。

議長（阿部 均君）1台ごとの単価だそうです。1台ごとの単価、幾らになってこの金額が出てくるのか、総額が出るのかという。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。設計の予定価格ですか、台数ではなく。単価ですか。

それは予定価格の1台1台がこの比率で幾らになっているのかというのはちょっとわかりません。

12番（青田和夫君）はい、議長。後でその数字を教えてください。1台1台の数字がわからないので、ただ大ざっぱに6,300万円の数字出てきていてもちょっと理解できないので、後で教えてください。

議長（阿部均君）後で資料出してくださいということでございます。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）討論なしと認めます。

議長（阿部均君）これから議案第74号平成27年度産振農復物2号山元町園芸作物用機械等整備事業（トラクター等導入）に係る物品購入契約について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部均君）日程第5. 議案第75号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。議案第75号平成27年度復興排請1号谷地川排水路改修工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。なお、議案の内容につきましては別紙配布資料No.2にてご説明いたしますので、ご覧願います。

議案の概要についてご説明いたします。谷地川排水路改修工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

契約の目的、平成27年度復興排請1号谷地川排水路改修工事でございます。契約の方法につきましては条件つき一般競争入札で、入札参加社数は2社でございます。契約金額は8,461万8,000円。こちらは消費税を含むもので、落札率は99.89パーセントとなっております。契約の相手方は山元町坂元字西田51番地、株式会社ヤマムラ代表取締役山村正克でございます。工事の場所は山元町町地内ということで、次ページの位置図をご覧ください。こちら、図左上のほうに谷地川排水路位置図ということで、谷地川排水路の位置が示しておりますが、こちらの赤く丸がついている施工箇所、こちらは中央に拡大されているものがございまして、こちらは坂元の新市街地の南側、赤で施工箇所という形で旗揚げしている範囲でございます。

前ページ、議案の概要のほうにお戻り願います。工事の概要といたしましては施工延長223メートルとなっております。概要につきましては別添平面図、次の次のページ

で何度も恐縮ですがこちらのほうを確認願います。こちらの図面は先ほどお示ししました図面、通常北が南、南が下側となっているのと逆で上側が南で下側が北となっておりますのでご注意願います。こちら、緑で着色されておりますのが坂元の新市街地となっております。こちらの南側に接している上側に書いてある赤く着色されておりますところが今回の施工範囲で、先ほどの位置図のほうに旗揚げした範囲というのは、こちら全部の区間、一番左に書いてありますボックスカルバートというところからこちらの表面仕覆工全てのエリアを赤色で着色しておりましたが、実際に施工する範囲につきましてはこちら平面図に着色されている範囲でありますので、ご注意願いたいと思います。ここで赤色で着色されております谷地川、この図で言う右側から赤く着色されている範囲、中央に向けて流れている谷地川でございますが、こちらがこの中央に丸で囲われているところ、この箇所支線の排水路と合流しております。こちら谷地川と支線の排水路が合流する箇所、ちょうど左の拡大図と書いてありますが、この矢印の先のようになっているところで合流しておりますが、現在高低差が1メートル以上あるということで、合流する際に水が多く流れた場合に滝のように流れて、支線排水の流れが乱れてしまうため支線の排水の流れが阻害されて上流側が帯水してしまうというような状況がございました。そこで、本工事では流れをスムーズにするために主に3つの工種を行っております。

1つ目としましては左下に拡大しております流れを阻害する原因となっております合流箇所の落差を手前で、A断面というふうに書いてございますが、手前で1メートルほど下に落として同じ高さで交わることによって流れが乱れるのを防ぐというそういった工種を1つ行っております。2つ目としましては、こちら平面図に2次製品ボックスC、ボックスカルバートというものでございますが、こちら左から3カ所全部で新たに設置しますが、今まで通水断面の阻害箇所となっておりますボックスカルバート3カ所の断面を大きくするといった対策と、あと赤で着色されているところで表面被覆工というふうに書いてございますが、こちらは流れをスムーズにするために既設の排水路の表面を樹脂素材でコーティングして流れをよくする、そういった形の工法をとることによって全体の流れをスムーズにして帯水を防ぐといった種類の工事を行っているものでございます。

議案の概要にお戻り願います。工事の概要としましては詳細な数量は表記のとおりでございます。工期といたしましては議決された日の翌日から平成28年3月31日までとなっております。

以上で議案第75号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

6番岩佐秀一君の質疑を許します。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。この排水関係、現在……。

議長（阿部 均君）すみません、立ってお願いします。

6番（岩佐秀一君）排水能力についてお伺いいたします。いつもこの箇所は大分排水問題がありまして、現在と改修した後の排水能力はどの程度の差があるんですか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。合流する場所につきましては、滝のように流れ落ち

て流れが乱れてしまうということから、定量的な形の数値的な流れがよくなるといったところの定量的な評価というのは行ってはございません。ただ、流下能力につきましては断面を確保することによりまして、ボックスカルバートにつきましては余裕高というのがあるんですが、実際の計画流用以上出た場合に必要な余裕高、そういったところを確保するために大きくしているというところと、あと計画流量につきましては各箇所ごとで阻害現況断面の流量は変わっているのですが、代表的なところで申し上げますと計画排水量が6.0立方メートル毎秒が6.3立方毎秒に向上するというところで増加が見込めるという形になってございます。以上でございます。

6番(岩佐秀一君)はい、議長。今もちょっと聞いたんですけども、住民の方に説明する場合、明確に現在の排水能力、それが時間当たり単純に言えば10立方だった、それを改善することによって当然お金掛けているんですから改善するはずですよ、幾らかでも。それが13立方メートルになった。そういう数値的な関係で説明しないとこの地域住民の方は災害で結構上のほうの方は排水問題でいろいろな問題になっているわけですよ。その中において住民の方が理解できるような数字を出さないとなかなか厳しいのではないかと私は思います。以上です。

震災復興整備課長(早坂俊広君)はい、議長。ご指摘はごもっともで。ただ、最も数値的な評価がしづらい部分が一番現況調査した結果ネックになっていた。先ほど申し上げました高低差が1メートル以上あって、滝のような形で合流する。それで、流れが乱れて上流側が流れがうまくいかなくなるといったところの阻害要因を除去するという形で、今回主な工事となっているところでご理解いただければと思います。その他、今おっしゃっていたような定量的な評価、そういったところをなるべく数値化してご説明できるように努めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

議長(阿部均君)農業基盤整備推進室長のほうからも補足の答弁がでございます。

農業基盤整備推進室長(大和田敦君)はい、議長。ただいまの議案は谷地川の改修の工事に関する議案でございますけれども、関連がありますので私のほうから若干補足させていただきます。

谷地川の今回改修する下流部分については、東部地区農地整備事業、いわゆる県が事業主体で実施します農地整備事業のほうでその水路の改修を行っていくというふうなことで検討してございます。現在の谷地川の水路設計につきましては、日当たり143.3ミリメートルの雨量を基準として設計されてございます。これを日当たり174.4ミリメートルの設計というふうなことで今後組んでいく。単純計算しますと日当たり1.22倍の水量計算で対応するというふうな内容になってございます。

実際の工事の内容についてご説明させていただきますけれども、東部地区農地整備事業のほうで下流側、いわゆる3番索道から新新井排水樋管までの間を整備する計画でございます。こちらについては排水路の断面を広げるというふうなことで、延長510メートルほどを改修するというふうなことで、これをするによってこの部分の流量が今までの1.38倍稼ぐことができるというふうな内容になってございます。さらに、末端の谷地排水機場で強制排水、坂元川に強制排水するようになるんでございますけれども、そちらの遊水地というふうなもの拡大ができないかというふうなことで検討してございます。ここを拡大することによって、現在谷地排水機場の排水ポンプ、これはエンジンポンプとモーターポンプ両方ございますけれども、エンジンポンプをフルに稼

働させることが可能となります。これらを組み合わせながら今般の提案の工事議案とあわせて谷地川の排水というふうなものを対応してまいりたいというふうなことで、参考としてお話しさせていただきます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。今説明いただいて大分改善するというのは私もわかります。この調整池、今までなかった調整池とかできておりますので、ただ、この工事の下の改修もお聞きして改善するというのはわかっています。しかし、御存じのように変わっているのがございます。というのは、土取り場が結構出てますです、今、そっちこっちに。谷地地区にも2カ所ぐらいの土取り場が今後発生するというのを聞いています。そうしますと、保水能力がなくて一挙にこの新井川に水が流れてくる可能性があるわけです。だから、住民の方にはできるだけ説明して理解いただけるようにしていただければと思います。今説明あったとおり日量147ミリメートルと言っていますけれども、御存じ集中豪雨というのは今現在200、300との普段結構報道機関なので聞きますです。だから能力的に言ってちょっとした集中豪雨の半分の能力ですよ。そういうふうなものよく検討していただければと思います。

議長（阿部 均君）今はこの谷地川排水路の契約に係る質疑でございます。その集中豪雨等のそういう部分までの部分は少し大きくなりますので。

ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この契約の中身についてはもろもろ示されているんですが、ひとつお聞きしたいのは入札参加者が2人ということなので少ないということなんですが、そのような理由をどのように受け取っているかお伺いいたします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。遠藤議員おっしゃるとおり、確かに入札参加者数は2社ということでは少なかったんですが、今回条件つきということで一般競争入札参加可能業者数は305社という形で枠は広げておりました。その中で公告後資料を受け取りに来た会社が4社ということで、興味を持たれた会社は4社あったんですが、先ほど説明させていただきました工事の中身が合流工、コンクリート構造物が大きい部分であるということと、ライニングという形で表面処理をする、ある程度製品化されているものということもありまして、現在いろいろ発注関係の工事がたくさんある中、なかなかこういった工事につきまして参加するに当たりましてこちらの値段で入ることが可能だというのが、その結果2社になってしまったという結果と考えております。ただ、公平性及び参加の間口に関しては広く確保したということをご理解いただければと思います。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっとよくわからないんですけども、工事の中身が難しいから手を出す人がいなかったという今の説明を私の頭で理解すると解釈するとそういうふうに聞こえるんですが、そういうことですか。でなければもっと私の頭でもわかるような説明をしていただければと思います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。すみません、舌足らずなところがあったかもしれません。

難易度というか、入ってくる業者さんというのは売り上げ、儲け、要するにその工事の内容とそれに対する資材コストとか、あと当然いろいろ労務費、そういったところを考えて札入れをするわけですが、難易度というよりも利益が上がる・上がらないという判断の中、どうしても入札業者数が少なかったのかというふうにご覧いただけます。な

お、参考に県のほうの入札状況、平均落札率、一般競争入札の落札率も94パーセントとある程度高い数字で来ているというところもつけ加えて説明させていただきたいと思います。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。何かちょっと理解するのは難しいかなと思います。資格要件というのはどういった内容になっているんですか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。資格審査要件といたしましては、通常的一般競争入札、山元町の財務規則に定める競争参加資格に加えまして、今回条件として入れていることとしましては宮城県内に本店及び営業所を有する業者であるということと、あと経営事項審査、いわゆる経審の総合評価点が700点以上、こちらは県の業者のランクというAランクということで3,000万円以上の工事のランクに相当するものというふうに考えてございまして、定められているものでございまして、こちらを条件として加えてございます。また、3,000万円以上を下請け契約する場合には特定建設業の許可を受けていることという条件も付しておりますが、こちらにつきましては建設業法で定められている、法律で定められている内容ではございますが、もしわからずに入られた業者さんがいたら後でお互い困るということもございまして、あらかじめつけ加えていた状況でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明でもなかなか理解できないんですけれども、条件をつけた。資格、もろもろ今Aランク云々とか県内いろいろおっしゃられたんですが、そもそもこの工事というのは難しい工事だと。難しい工事をするためにはそういった要件をつけなければならない。そしてその前に県内あわせて県内というふうに規定したのはなるべく県内の業者にそういった大きな事業をということ、その辺はわかるんですが、県内の事業者の中でこの工事を請け負うときに利益が上がらない困難な仕事だ等々というのが理由として挙げられたようですが、困難というのは使いませんけれども、我々たった2社しか305社あるうちのうちに公募というか見に来たのが4社で、そのうち実際にかけたのが2社ということでは背景に何かあるのではないかなというふうな疑問とは言いませぬがあるんですが、その辺わかりやすくしかも結果として99、ほぼ100パーセント満点に近い落札率というふうな背景を見ると何かすっきりしない思いが残ります。そのための今わかろうとしての理解しようとしてのそれぞれの素朴な疑問を求めているんですが、その素朴な疑問にわかるような答え方をしてもらおうとなるほどなということになってすっきりした形で態度表明に臨めるのかなというふうに思っているんですが、その辺の思いもお考えの上といたしますか受けとめていただいて答えていただければ幸いです。ということで、その背景について困難な事業だったのかどうか。その辺ちょっと困難と難しい事業であるので数少ない県内の業者が、あとこの工事をすれば利益が上がらないというのが前もってわかっているというようなことで来なかったという請負の人が参加する人が少なかったというふうに受けとめるんですが、その辺ちょっとわかりやすく答えていただければと思います。よろしく願いいたします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。今遠藤議員のご質問内容で、なぜ2社しか来なかった、99パーセントになったのかというところの理由ということでご説明させていただきたいと思いますが、難易度というのは参加される業者さんの技術力によって簡単である・難しいという判断は変わってくるかと思えます。ただ、冬期のコンクリート施工とかということで品質管理に注意を要するということはあるので、そういったところ

の観点でいろいろ品質管理上難易度というか、品質管理に注意を要するというところがあったのかとは思いますが。また、復興関連工事が多々出ている現況で人材、資材の不足等による高騰、そういうリスクがあるということと、あと年度末は工事が集中しているということもございまして、そういったところの人的配置が難しくなってくる、そういったところも鑑みて業者さんのほう、参加業者が2社ということになった要因の一つではないかというふうにも考えてございます。あと、参加資格ということで経営審査700点というのは県で言うところのこの入札額というか今回の予定価格に対して県のランクがちょうどAランクということでこちらの点数を定めているというところをご理解いただければと思います。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この工事、前の質問にもありましたように、質疑にもありましたように、非常に重要な地域にとっては重要な大切な大事な事業であり、この間も相当苦勞してこられた地域、その辺での事業だということで、これは何としても成功といいますか当然当初の目的を達成されるような工事の中身、結果にしなければならないという事業なわけなんです、そうした重要な時期を今時期の問題も時期がこういう時期だからこういうふうになったというような理由もおっしゃったようなんですが、そういう重要な工事をなぜこの時期に補正という形で出されたのか。段々説明を聞くと疑問が膨れ上がってくるんですが、こうした重要な工事は当然時間をかけてといいますか時間をかけるとただ無駄に時間かけるのではなく、必要なときにはこれは時期的にずっと重要な問題だ。排水の問題についてはこの新市街地の坂元の事業が始まって以来ずっと上げられてきた求められてきた事業なんです。あわせて当然既に3年、4年たっているわけですから、それは当然この当初だってその時期にもしその時期を理由とするならばその辺も考えて十分ちゃんとした事業者。ちゃんとしたとこのきょう上げられている事業者がちゃんとしたという意味で言っているのではないですからね。そういうもっと門戸を広げた形で、門戸というか開かれた形で選ぶことができたのではないかという疑問が残ります。まず、今その時期の問題、私はこのこういった重要な問題というのは当初十分に審議を我々も審議ができるような時間の中で出されるべきだということをもとに指摘しておきます。これはもうきょう出しているわけですからこれは相当な問題が残るのではないかということも指摘させていただきます。

改めてお伺いしますが、この予定価格の算定の基準というのはどうなっているのかお伺いいたします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。まず、今回工事を出した時期につきましてちょっと補足というか説明させていただけたらと思いますが、こちらは復興庁、8、400万円以上にもわたる高額な工事ということもございまして復興庁のほうから予算を補助させていただきたいということで要望を続けておりまして、ことしの8月にやっと認めていただいたという経緯がございます。そういったことから9月議会の補正でご了解いただきまして、今回発注の運びになったということで、直近の議会だと12月という形になってしまうのですが、一刻も早く発注したいということから、今回臨時ということで皆様にご足労いただくような形でまことに恐縮ではございますが、させていただいたという経緯がございます。

続きまして予定価格につきましては、こちらは土木の標準積算基準、国のほうで定められております一般的な歩掛りを用いまして予定価格のほうは算出してございます。以上で

ございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう表面的なそれをわかって内容を聞いているんですよ。そんな当たり前の話でしょう。当たり前の話と今の答えはそういう基準にのっとってその基準の中身どうなっているのかということを知っているんだからわからない人にもわかるような答え方をさせていただければと思います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。補足させていただきますと、工事の価格を出すときには材料費と労務費というのがございまして、例えばコンクリートを1立方メートル打つときには人工さんがある程度技術の高い人工さんが1立方メートル当たり何人、あと一般の作業員が何人という歩掛りというものがございまして。それもコンクリートの構造物の形によって難易度が変わってくるので掛ける人数も変わってくる。そういう、まず材料費というのが一般的な市場単価というものがございましてそちらを使って積算する。また、そういう歩掛りという労務費、労働するに当たってかかる費用、こちらの1人当たりの人工の単価というのも一般には市場単価というものがあって、それをもとにはじいておりまして、そのかかる人数、歩掛りというものにつきましては標準歩掛りという公の基準を用いて構造物ごとに出している、物ごとに出しているというような形で積算している次第でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。答えにくいというよりも一般の基準、それは示された基準というのは当然あるわけでしょう。ある、それに基づいてさっきはちゃんと正確に正式にやっていますというさっき答えだったと思うんですけども、ということをやったことであればその一般のものを示していただければ済むだけの話なんです。そういうのはちゃんと決まっています基準があるんでしょう。今言うように人夫幾らとか何とかというそれは一般的なものがあって、それを示していただければ簡単に済む話なんですけど、それは後で確認させていただければいいかと思うんですけど、それに対して困難な工事である長年の課題であったそれをあわせて今回の新市街地だからこれまでと違う状況も加わった中でそこを整備するというふうなまさに困難なという形ですか、難度の高い工事となっているのかと受けとめているわけですが、先ほどの説明からその際に町独自の基準を争う一般の基準に対して町のほうの状況上にあわせた形での基準も加わっているのかどうかという疑問が生まれているんですけど、それがあつたのかどうか。なければ一般の基準で十分対応できたのかどうか。その点だけ、まず確認します。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちらは今遠藤議員がおっしゃったような難易度というのは当然入ってくる業者さんの視点で変わってくるというそういったところもあるものですから、それであくまでも補助金を使って工事をするわけなので、後で補助の使用法というのに対して一般的な積算基準で当然工事を積算しないと説明がつかないということもございまして、そういった形の標準積算基準を用いて算出させているような状況でございます。そういったところで、町独自の難易度の係数と言ったら変なんですけれども、そういったものは今回かけていないということをご理解いただけたらと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。普通の一般的な内容で予定価格を積み上げて出しているということですね。それでは、そういった内容のものを公告しているわけですが、公告期間についてはどのぐらいとっていたのか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。仕様書の閲覧機関ということで、実際見ていただい

ている期間としましては平成27年9月25日9時から平成27年10月21日午後5時までということで閲覧いただいている状況でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。これは従来の期間と変わりはないということで受けとめてよろしいですか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。そのような形で考えてございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。内容の周知徹底が十分に図られたかということで確認したわけですが、その結果、4社しか公募まではいかないけれども閲覧しなかったということになって、それらの理由がもろもろあったわけですが、そこで先ほど来ちょっと若干矛盾かなと思えるところが時期の問題です。一刻も早くと言いつつという姿勢で臨んでいたんですが、参加者が少ない理由の中に時期の問題もというのが挙げられていたんですが、業者の皆さんがもう少しもっと考える猶予のある期間が必要でなかったのかとか、もし請負者というか請けられない発注をする側がその辺を問題にしているのであればこの辺をもう少し完璧などは求めませんがちゃんとしたでき上がりができるような完成品といいますかそういう形での到達といいますか結論が得ることができるためにはもう少し猶予の時間が一刻も早くともし万が一こういう風、もし時期にも問題もう少し余裕があってもう少しもっと広げてといいますかみんなに理解していただいた上で入札にかけられればもっと安心した我々が見ていられるのかというふうにも思うわけですが、ちょっと理解がなかなか利益が上がるの利益が上がらないの言うんだったら利益上がるようなそれだけの予定価格等々を確認しているんですが、今確かにいろいろところで問題があります。不調不調という不調を越える全ての事業が重要なんですけれども、そういうことでもし逆に考えると誰も利益が上がらないからだからやらないと言ったら、その業者がということになるとこれは今名前上がっていますから何とも言いにくいんですが、そういうことではなく一般論として聞いてもらおうと逆に言うと適当にやってもその範囲内だったら利益の上がる範囲内だったら適当という言葉もあわないんですが、そこそこの値段にあった事業で済ませてしまう。このことは今杭打ち問題でいろいろ社会問題騒がれていますが、それは結局利益に上がらない結果、そこまでも求められない。性格違いますよ。違いますけれども、利益が上がらないということがアレならばそこにつながらないということになればそれなりの工事で終わってしまう。されてしまうという不安が残るわけです。そういう疑問不安懸念から確認しているつもりなんです、なかなか明快なといいますか理解の得られるような回答はなかったというふうに受けとめております。しかしながらこの事業は確かに重要な問題でみんな地域の皆さんが求めている事業なんです。というのわかります。そういうことから結果どうあるというありますけれども、そういう事業ですのでこれは今後十分その管理をしてそして問題のないようなそして工期に間に合うの、本当に契約内容にあった事業を進めていただきたいということとを……。

議長（阿部 均君）簡明に願います。

9番（遠藤龍之君）求めて終わります。簡明に、議長、どういう意味で簡明ですか。議長、そういうこと言うんだったらどういう意味か、どこが今……。

議長（阿部 均君）原則一問一答方式でございますので、論点をもう少し整理しながら簡明にお願いしたいということでございます。

9番（遠藤龍之君）であるならば、その辺の私が言ったどの辺が簡明でなかったかお伺いいたし

ます。今後のために、今後のこの議会運営を進めていくために。それでなければどこまでが簡明でどこまでが簡明でないか、その辺を十分に理解されるような形で示していただきたい。この件についてはここでいろいろやってもアレですから、その辺はちゃんと議長のほうもその辺明快に示していただいた上で今のようなことを指摘していただきたい。私は今このやりとりの中で問題はないというようなことで進めて取り組んでというか対応してきているつもりでありますということで終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今各議員の皆様からいろいろお話がありましたけれども、この大切な工事、時期の問題に猶予がないんだろうというふうに推察されます。それと、先ほど岩佐議員がおっしゃられたように住民の一番関心事というのは費用対効果というか1時間に例えば50ミリメートルの雨量があった場合にはどうなるの。100ミリメートルになった場合にはどうなるのということだろうと思うんですよね。しかし、何回も答弁されているように合流点が滝のように降ったときが問題だと言われているんですよ。これが問題だと。それから勾配の問題等を含めると非常に難航する難しい工事だろうと推測されます。しかし、私は関連で答弁されてくださった方、課長さん、要は支流のほうを何か所か改善していきますよと言った場合のトータル的な効果がその合流地点だけの問題ではなく、その下流の水はけの状態も含めて全体的にどうなっていくのかということの工事が何回か行われたときに住民の方々に中間報告を簡便にしてもらえるとありがたいというふうにぜひともお願いしたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）これは答弁は必要ないですか。要望ですか。（「要望です」の声あり）

町長から答弁といいますか申し出がありますので。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど遠藤議員さんから工事のタイミングの話が出ましたので、担当課長からもお答えした部分があるんですが、ちょっとだけ補足をさせていただきたいというふうに思います。

皆様方からのご指摘のように、谷地川の排水対策の解消については長年の大きな懸案課題であったというようなことでございまして、この新市街地の整備とあわせてこの市街地が今まで遊水機能を一定程度果たしていたというなどの関係もございましたので、できるだけ市街地整備とあわせてこの問題を解消できればなというふうな思いで取り組んできたところでございます。ある時期までは町単独での予算化も覚悟しながら取り組んできたところでございますけれども、先ほどのご説明させていただきましたとおり、新市街地整備との関連性というものを復興庁のほうといろいろと協議させていただきまして、ようやく去年の夏ごろにご理解をいただいたということでの9月での予算の……、ことしの夏でございまして。ことしの夏で了解を得て9月議会に仮契約の提案をさせていただいて、きょうの9月の補正予算、そこに計上させていただいて、きょう本契約の審議をいただいているという状況があるわけでございます。

それと、ご案内のとおり水を扱う工事でございますので、出水期を避けた工事というものも必要でございますので、どうしても秋から春にかけてこの手の工事を施す必要があるというようなこともあわせてご理解を賜ればというふうに思うところでございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第 7 5 号平成 2 7 年度復興排請 1 号谷地川排水路改修工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第 7 5 号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 2 7 年第 5 回山元町臨時会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

午前 1 1 時 1 4 分 閉 会
